

公益社団法人 日本コンクリート工学会
年次大会実行委員会規程

平成2年8月23日 制定

平成29年10月27日 改正

令和元年5月22日 改正

(目的)

第1条 この規程は、コンクリート工学年次大会委員会（以下「大会委員会」という。）の下に設けられた年次大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第2条 実行委員会は、コンクリート工学年次大会（以下「年次大会」という。）開催の2年前に組織し、委員長、副委員長及び幹事を置く。また、年次大会開催の1年前に委員70名程度を置く。

2. 委員は第3条に定める委員長が指名する。
3. 委員に年次論文査読委員会（以下「査読委員会」という。）委員長を含める。

(委員長、副委員長、幹事)

第3条 実行委員会に、委員長及び副委員長各1名と幹事若干名を置く。

2. 実行委員会の委員長は、会長が指名する。
3. 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
4. 幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び幹事の任期は2年とする。

2. 委員の任期は1年とし、担当年度の年次大会に関する業務終了までとする。
3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第5条 実行委員会は、次の事項を審議し決定する。ただし、重要事項については必要に応じて、大会委員会に付議する。

- (1) 担当する年度の年次大会の実施計画
- (2) コンクリート工学年次論文集の作成

- (3) 座長の決定を含む講演発表プログラムの作成
- (4) コンクリート工学講演会、コンクリートテクノプラザ等の運営
- (5) 年次論文奨励賞の表彰に関する事項
- (6) その他、必要な事項

(運営)

第6条 実行委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(大会を中止する場合の対応)

第7条 年次大会を中止する場合の処置については、年次大会の中止に関する対応要領に従い、実行委員会が定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、実行委員会が発議し、大会委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、平成2年8月23日から施行する。
2. この規程の改正は、令和元年5月22日から施行する。